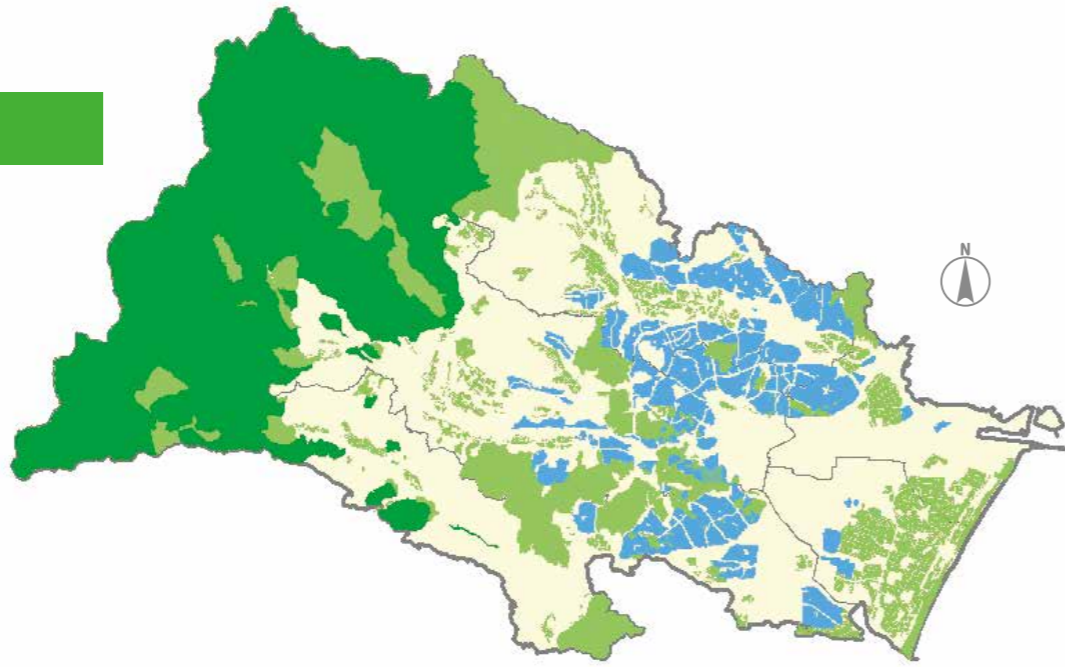


# 条例の対象事業

仙台市では、市域のうち環境配慮がより必要となる地域を区分し(右図参照)、これらの地域においては、より小規模な事業も環境影響評価の対象としています。

具体的な事業の種類と規模要件は以下のとおりです。



## 〈対象事業一覧〉

事業の種類	規模要件		
	全地域	A地域	B地域
<b>1. 道路</b>			
高速自動車国道	すべて		
自動車専用道路	すべて		
一般国道・県道・市道	4車線・5km以上 (C地域 4車線・2km以上)	2車線・2km以上	2車線・1km以上
林道	幅員3.5m・10km以上	幅員3.5m・5km以上	幅員3.5m・2km以上
<b>2. ダム・堰・放水路</b>			
ダム	貯水面積20ha以上	貯水面積10ha以上	貯水面積5ha以上
堰	湛水面積20ha以上	湛水面積10ha以上	湛水面積5ha以上
放水路	改変面積20ha以上	改変面積10ha以上	改変面積5ha以上
<b>3. 鉄道・軌道</b>			
新幹線鉄道	すべて		
鉄道・軌道	すべて		
操車場等	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>4. 飛行場(陸上飛行場・陸上ヘリポート)</b>			
すべて			
<b>5. 工場・事業所・研究所</b>			
工場・事業所	面積20ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	面積10ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	面積5ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上
研究所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>6. 電気工作物</b>			
変電所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
送電線路	25万V・10km以上	25万V・7km以上	25万V・3km以上
風力発電所	出力 5,000kW以上	出力 2,500kW以上	出力 1,250kW以上
太陽光発電所(森林地域)	面積1ha又は出力400kW以上		
太陽光発電所(森林地域以外)	面積20ha又は出力8,000kW以上	面積10ha又は出力4,000kW以上	面積5ha又は出力2,000kW以上
石炭火力発電所	すべて		
火力発電所(石炭を除く)	出力 30,000kW以上		
地熱発電所	出力 5,000kW以上	出力 2,500kW以上	出力 1,250kW以上
水力発電所	出力 15,000kW以上	出力 7,500kW以上	出力 3,750kW以上

A地域：国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林、農振農用地、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地、広瀬川特別環境保全区域

B地域：国定公園・県立自然公園の特別地域、県自然環境保全地域の特別地区

C地域：都市計画法上の住居専用地域

森林地域：森林法第2条第1項に規定する森林の区域(全地域、A地域、B地域内のすべての森林が該当)  
※宮城県森林情報提供システムのHP (<http://fgis-pref-miyagi.jp/>)でご確認ください。



(カシカガエル)



(オオルリ)



(ニホンリス)



(カモシカ)

事業の種類	規模要件		
	全地域	A地域	B地域
7. 廃棄物最終処分場	埋立面積5ha以上	すべて	
<b>8. 廃棄物処理施設</b>			
ごみ処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
ごみ処理施設(焼却以外)	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
し尿処理施設	処理能力100kl/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却以外)	面積5ha以上		
9. 下水道終末処理場	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
10. 住宅団地・別荘団地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
11. 工業団地・研究所団地・流通業務団地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
12. 学校用地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
13. スポーツ・レクリエーション施設用地造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
14. 浄水施設・配水施設用地の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
15. 都市公園 ※1	面積20ha以上	面積10ha以上	
16. 墓地・墓園の造成	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
17. 畜産施設	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
18. 土石の採取	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
19. 土地区画整理事業	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
20. 公有水面の埋立て・干拓	面積10ha以上	面積5ha以上	
21. 大規模建築物・高層建築物・高層工作物	高さ100m又は延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上 (都市再生緊急整備地域内における事業についてはP.21をご覧ください)		
22. その他の造成事業 ※2	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
23. 複合開発事業 ※3	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上

※1. 環境保全を目的とする都市公園は改変面積が5ha以上のものに限る

※2. 建築物又は工作物の建設のための用地の造成の事業

※3. この表の10～13の事業及び22の事業のいずれか二以上に該当する一事業

(注) この表は、条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、別表第1を確認してください。また、8,9ページの「留意事項」も確認してください。なお、規模要件に満たない場合であっても、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると市長が認めるときは、条例による手続を行うよう求める場合があります。